

一般名処方について

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。そのため当院では医薬品の安定供給に向け、一般名処方への取り組みを実施しています。

一般名処方とは、後発医薬品が存在するお薬の名称を「商品名」ではなく、有効成分の名称「一般名」で処方せんに記載し、処方することです。そうすることで、お薬が供給不足になっても有効成分が同じ別のお薬の選択が可能になり、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

また、令和6年10月から、医療上の必要が認められない場合に、長期収載品（後発医薬品が存在する先発医薬品）の処方を希望された方は選定療養の対象となります。その場合、選定療養費分の自己負担額が発生いたします。

ご不明な点は、医師、看護師までご相談下さい。ご理解とご協力をお願いいたします。

海南医療センター 院長